

憲法って

私たちの暮らしと関係あるの？

安心して
医療を受けたい

学費が高くて
進学ができない…

安定した仕事に
就きたい！

農業と営業を
つづけたい！

世界から戦争が
なくなつてほしい

仕事と子育てを
両立したい

憲法改悪反対共同センター

憲法 9条

平和的解決は世界の流れ

太平洋戦争では、日本軍の侵略によりアジアで2000万人、日本人も320万人が犠牲となりました。日本国憲法は、二度と戦争をしないことを世界に誓い、ヒロシマ・ナガサキを繰り返さない思いを込めて制定され、戦後60数年日本が戦争することの歯止めとなってきました。

民主党政権は日米同盟が基軸としていますが、「紛争の平和的解決」「武力行使・威嚇の禁止」を掲げる東南アジア友好協力条約に52カ国が加入、同様の枠組みは南米、EU、アフリカなど世界に広がっています。この流れは日本国憲法がまさにめざしているところです。

軍事同盟は激減、日米同盟など4つを残すのみ



これまで世界に存在した軍事同盟・軍事ブロック



現在残っている軍事同盟

日米安保条約のもとに、日本には米軍基地が134施設(面積は東京23区の1.6倍)も残っています。

国際 貢献?

ねらわれる9条の「改正」

旧自公政権は、アメリカの要求に応え、「国際貢献」の名のもとに自衛隊の海外派兵を拡大し、憲法を変えることもねらいました。民主党は、国連決議があれば海外での武力行使も憲法上問題ないと主張しており、イラクやアフガンでの治安活動(実質は戦争です)への参加も可能となります。平和憲法を乱暴に破壊するものです。

戦争でテロが根絶できないことは明らかです。今こそ憲法9条を生かした平和外交を求めましょう。

2010年5月、改憲案をいつでも国会に提出できる「改憲手続き法」が施行となります。こんな法律はいりません。



営業と憲法

平和こそ営業・営農の土台

第二次大戦下、空襲で町は崩壊。経済統制もしかれ、中小業者は壊滅的狀態に。平和こそ商売繁栄の道。憲法9条は、かけがえない宝です。

農業は平和でなければ成り立ちません。農家には、今でも「軍服を着た遺影」が飾ってあります。戦争のために、真っ先に死んで行ったのは農民たちでした。いま農村では、平和への願いをこめて、「9条田んぼ」が広がっています。



9条

- ①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- ②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

いのちと憲法

守ろう人間らしく生きる権利

社会保障費の大幅削減により、医療崩壊、介護崩壊が広がりました。国保の保険証の取り上げによる受診困難も各地で発生、さらに生活保護や保育、障害者福祉が改悪され、国民の生きる権利が脅かされています。

このような政治に対する国民の批判が増大し、政権が交代しました。しかし、約束していた後期高齢者医療制度廃止を先送りするなど、国民の意向にできていません。いまこそ憲法25条で保障された生存権を保障するよう政府に求めましょう。



25条

- ①すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- ②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

青年と憲法

若者が希望のもてる未来を

日本の教育費は異常に高く、大学授業料は世界一。国際人権規約の学費無償化条項を承認していないのは日本とマダガスカルのみです。就職難や使い捨ての働かせ方など、若者が「未来に希望がもてない」状況が広がっています。青年は未来の主人公。憲法26条で保障されたお金の心配なく学ぶ権利、勤労の保障と人間らしく働く権利（27条）をいまこそ国に求めましょう。



(注)カナダは2004年データ。ノルウェーとスイスの私費負担は不詳。公的支出には、学校教育に係る家計への政府補助金及び国際的な基金からの学校教育への直接支出を含む。
[資料]OECD Factbook 2009

26条

- ①すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- ②すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

職場と憲法

雇用と働く者の権利を保障

大企業が莫大な利益(242兆円)をため込む一方で、失業者の急増、非正規労働者が34%に達するなど、働く人をめぐる状況は大変です。今こそ、憲法27条が定める勤労の権利の保障(「働く能力があり、働きたい」という意思のあるものに勤労の機会を与える趣旨)憲法制定会議速記録)を政府などに求めましょう。

憲法28条が保障する組合結成の権利、使用者と団体交渉する権利、行動する権利を活用し、雇用の確保や労働条件の改善にとりくみましょう。



27条

- ①すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- ②賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- ③児童は、これを酷使してはならない。

28条

- 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

悩んだとき困ったときお電話下さい。力になります。

労働相談 ☎0120-378-060
相談無料・秘密厳守

憲法

私はこう考えます



俳優
西田 敏行

憲法9条は絶対守るべきだと思っています。平和を願うこんな条文は他の国にはありません。いかに理屈をつけても9条をいじったらおしまいです。それに合わせまた現実を変えることになりますから。



俳優
市原 悦子

体験者の話、映像、書籍などで限らない戦争の悲劇にふれ、胸がしめつけられます。戦争をして、いいことがあるのでしょうか。

日本の憲法は、人として生きていく支えです。

私たちは憲法を守りいかなす運動を進めています

憲法改悪反対共同センター

(全労連、新婦人、民医連、全商連、農民連、民青同盟、革新懇、自由法曹団で構成しています。)

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4F

TEL 03-5842-5611 FAX 03-5842-5620 <http://www.kyodo-center.jp/>